

施設整備事業費内訳書

施設名		〇〇医院		事業区分		(12) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業				
区分	費目	総事業(100%)			年 度 別 内 訳					
		員数	単価	金額	令和7年度(100%)			令和8年度		
					員数	単価	金額	員数	単価	金額
補助対象事業分	【病棟】	m ²	円	円	m ²	円	円	m ²	円	円
	＜改修工事＞									
	(改築)									
	スプリンクラー工事請負費	1,465	23,778	34,835,000	1,465	23,778	34,835,000			
	自動火災報知設備工事請負費			990,000			990,000			
	小 計			35,825,000			35,825,000			
	補助対象外経費									
	小 計									
合計(総事業費)				35,825,000			35,825,000			
補助対象事業外分	＜改修工事＞									
		0								
	＜附帯工事＞									
		0								
合 計										
総 合 計				35,825,000			35,825,000			
事業財源内訳	国庫補助金			17,984,000						
	都道府県補助金									
	市町村補助金									
	地方債									
	寄附金									
	借入金									
	自己財源			17,841,000						
計				35,825,000						

整数(小数第1位を四捨五入)で記入

スプリンクラーは面積(補助対象面積)を小数第2位まで記入
「自動火災報知設備」がある場合は別に行を設ける。

自動計算式があるので記入不要

各合計欄の金額は自動計算
「員数(m²)」部分は個別に入

スプリンクラー整備と併せて行う補助対象外工事(外壁工事等)があれば記入

自己負担金が0円の場合、記入不要

- (記入上の注意)
- (1) 「事業区分」には、医療施設等施設整備費補助金交付要綱の5(交付額の算定方法)の表の「1区分」欄に定める事業区分を、記載すること。
 - (2) 「補助対象事業分」とは当該事業の補助金の交付の対象とする部分(財産処分の制限がかかる部分)を指し、「補助対象事業外分」とは当該事業の補助金の交付の対象としない部分(財産処分の制限がかからない部分)を指す。
年度間の金額の按分は支払額ではなく進捗率により行うこと。
 - (3) 「補助対象外経費」とは補助対象事業分のうち、医療施設等施設整備費補助金交付要綱に定める(交付の対象外費用)に該当する経費及び交付要綱に定める(交付額の算定方法)において対象経費とされていない経費を指す。
また、「補助対象経費」とは補助対象事業分のうち、交付要綱に定める(交付額の算定方法)において対象経費とされている経費を指す。
 - (4) 補助対象事業分の「費目」欄は、医療施設等施設整備費補助金交付要綱5の表の「3対象経費」に定める各部門に区分して記入すること。
 - (5) (4)はさらに、事業の種別により新築、改築、増築、改修等に区分すること。
なお、事業の種別は次による。
新 築:新たに建物を建築する場合
移転新築:現在建物が存在する敷地に別の敷地に新たに建物を建築し、かつ、現在の建物の機能を移転する場合
改 築:従前の建物を取りこわして、これと位置・構造・規模がほぼ同程度のものを建築する場合
増 築:敷地内の既存の建物を建て増しする場合で、敷地内に別に建物を新築する場合を含む
改 修:建物の主要構造部分を取りこわさない模様替及び内部改修
 - (6) 補助対象事業分の備考欄の「整備病床数」は、補助対象事業分に含まれる病床数を記入すること。
 - (7) 全体の事業が3か年以上にわたる計画の場合には、「年度別内訳」欄を適宜増やして作成すること。
なお、単年度事業の場合には、「総事業」欄のみに記入すること。